

パレスチナ被災民に係る物資協力の実施について

1 経緯

ガザ地区においては、紛争が激化した結果、昨年12月27日からイスラエルがガザ地区に対して大規模な空爆及び地上攻撃を行い、本年1月19日までにパレスチナ人1,300名以上が死亡、約5,300名が負傷する等の甚大な被害が生じている。

ガザ地区では、上記被害に伴い、生活必需品が極端に不足し、人道的見地から看過し得ない状況となっている。

国際連合パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）は、ガザ地区において被災民救援等の人道的な国際救援活動を実施しているところ、今般、UNRWAから我が国に対し、ガザ地区におけるパレスチナ被災民に早急に必要とされる毛布等の譲渡要請がなされたものである。

2 物資協力の内容

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（国際平和協力法）第25条第1項に基づき、内閣府国際平和協力本部事務局の備蓄物資（横浜市及びアラブ首長国連邦シャルジャ首長国内にて備蓄中）のうち、毛布29,000枚、ビニールシート8,000枚、スリーピングマット20,000枚（各備蓄数の全量）をUNRWAに無償で譲渡することを、1月23日（金）の閣議において決定する運びとなった。今回の物資協力は、備蓄物資の譲渡としては過去最大規模。

3 輸送について

エジプト、エル・アリーシュ空港への第一便到着は、1月23日を予定。

輸送スケジュール（日本における積込み及び現地における積降しを含む。）の詳細については、下記問合せ先まで御連絡下さい。

4 引渡行事

1月24日（現地時刻）、エル・アリーシュ空港にて実施予定。

内閣府国際平和協力本部事務局	
問 合 せ 先	調 査 官 鈴木史朗 参事官補佐 木下 敏 TEL 3581 - 7343(直)